

目次

1. 中国知財ニュース

1) 判例の紹介(①西電捷通vsソニー ②商標「东风」事件)

2) 中国知財最新ニュース

2. 気になるあの話題

中国で急拡大するシェアリングエコノミー



【1】中国知財ニュース

1-1、西電捷通VSソニーの標準必須特許権侵害事件の二審判決

2018年3月28日、北京市高級人民法院は中国西安西電捷通無線ネットワーク通信株式会社(以下「西電捷通社」という)がソニーモバイルコミュニケーションズ(中国)株式会社(以下「ソニー社」という)を提訴した事件の二審判決を下しました。結論からすると、二審判決は一審判決を維持してはいますが、間接侵害、標準の類型等の問題においては一審での判断を否定しています。

以下二審判決における間接侵害と標準類型の認定について簡単に紹介します。

裁判所及び事件番号	事件の種類	当事人
二審：北京市高級人民法院 (2017)京民終454号 一審：北京知識産権法院 (2015)京知民初字第1194号	WAPI標準必須 特許権侵害事 件	二審控訴人(原審被告) ソニーモバイルコミュニケーションズ(中国)株式会社 二審被控訴人(原審原告) 中国西安西電捷通無線ネットワーク通信株式会社

【概要】

西電捷通社は、「無線LANへの移動装置の安全なアクセス及びデータ暗号化通信の方法」という係争特許の特許権者であり、当該特許の請求項1に係る発明は、移動端末MT、無線アクセスポイントAP及び認証サーバASの3つの物理的実体を通じて実施する通信方法である。

ソニー社が生産販売する関連携帯電話(以下「被疑侵害製品」という)は共にWAPI機能を備えており、WAPIに接続する過程において、移動端末MTとなる。

無線アクセスポイントAP及び認証サーバAS装置は西電捷通社によって生産販売されている。

係争特許は標準必須特許であり、西電捷通社は標準の起草メンバーの一員として係争標準の制定にも参与しており、合理的かつ非差別的な期限及び条件で、係争標準必須特許を使用しようとする申請人と特許ライセンス協議を行うことを声明した。2004年6月1日に上記標準は強制実施が延期されたが、2009年頃から、スマートフォンはWAPI検査に合格しない限り、工信部が承認する通信機器型式及びネットワークアクセス権を取得することができなくなった。

1、ソニー社が被疑侵害製品を生産販売した行為は間接侵害を構成しているか

ソニー社の主張：

被疑侵害製品である携帯には実質的非侵害用途が含まれており、係争特許を専門的に扱うための装置ではない。

西電捷通社の主張：

被疑侵害製品はMACチップ等からなるWAPI機能モジュールを含むWAPI機能モジュールの組合せにより実施される係争特許方法の専用装置である。被疑侵害製品のハードウェアとソフトウェアが結合したWAPI機能モジュールの組合せは、係争特許方法を実施しているのに加え、他の実質的用途はなく、係争特許方法を専門的に実施するためだけに使用されていると見なされるべきである。

二審裁判所の判断：

係争特許は方法特許であり、移動端末に内蔵された WAPI機能モジュールのほか、AP及びASの装置も共に動作する必要がある。つまり、係争特許は典型的な「複数の主体により実施される」方法であり、係争特許方法は実施時に複数の主体の関与が必要で、複数の主体が共同又は相互に動作して初めて完全に実施できるものである。本件において、ソニー社は、AP及びASの装置を提供しておらず、WAPI機能モジュールを内蔵した移動端末のみ提供している。移動端末MT、無線アクセスポイントAP及び認証サーバASは、三者対等セキュリティアーキテクチャであり、移動端末MT、無線アクセスポイントAP及び認証サーバASは相互のやり取りがないと係争特許方法を実施できない。したがって、本件において、個人ユーザーを含むいずれの実施者も、独自で係争特許方法を完全に実施することができない。また、単一の行為者が他の行為者の実施行為を指導・制御したり、複数の行為者が共同で協力し合って係争特許方法を実施したりするような事情もない。直接的な実施者が存在しないことを前提とすると、一つの部品の提供者だけが侵害幫助に該当すると認定することは、法的侵害幫助の要件を満たしてらず、また、権利者の保護を過度に拡大することになり、社会公衆の利益を不当に損なうこととなる。よって、最高人民法院による「特許権侵害紛争事件の審理における法律適用の若干の問題に関する解釈(二)」(以下「最高法院司法解释(二)」という)第二十一条第一項の規定により、ソニー社の行為は侵害幫助を構成しないとする。つまり、間接侵害にならない。

コメント

一審裁判所では、被疑侵害製品にWAPI機能モジュールが内蔵され、かつこのモジュールが係争特許方法を実施するための専用装置であることを明らかに知っていながら、原告の許可なしに、生産・経営目的で被疑侵害製品を他人に提供して、係争特許方法を実施するのは間接侵害となると判断したのに対し、二審裁判所では、被疑侵害製品は専用品ではあるが、複数の主体により実施され、直接的な実施者がいなく、かつ、単一の行為者が他の行為者の実施行為を指導・制御したり、複数の行為者が共同で協力し合って係争特許方法を実施したりするような事情もないため、間接侵害にならないと判断しました。

専用品については、二審裁判所は一審裁判所と同様に、被疑侵害製品の中のハードウェアとソフトウェアが結合したWAPI機能モジュールの組合せからすると、係争特許方法の実施以外のその他の実質的用途がないので、被疑侵害製品は係争特許方法を実施するための専用装置であると判断しました。実際、ソニー社もWIFI及びWAPIのいずれも支持できる西電捷通社のAP及びAS装置(IWN A2410)を専用品であると主張しています。

間接侵害が直接侵害行為の存在を前提とするか否かについて、二審裁判所は、最高法院司法解释(二)第二十一条第一項の間接侵害の成立は直接侵害行為の存在を前提とする旨を認めながら、直接実施行為が特許権侵害にならないことで、「間接侵害」行為者に民事責任を負わせないと、多くの通信、ソフトウェアの使用方法特許が法的保護を十分に得られず、イノベーションや権利者の法的権益の保護に不利になるとも指摘しました。さらに、二審裁判所は、直接実施者が特許権を侵害しないとき「間接侵害」行為者に民事責任を負わせることは例外として、下記要件を満たす必要があると判断しています。

- 1) 行為者は、関連製品が係争特許発明を実施するための専用の原材料、中間製品、部品或いは設備等専用品であることを明らかに知っていながら、特許権者の許可なしに、生産・経営目的で当該専用品を直接実施者に提供すること。
- 2) 当該専用品は、係争特許発明に対し「実質的」役割を有する。つまり、原材料、中間製品、部品或いは設備などの関連製品は、係争特許発明にとって、副次的な位置づけの些細な役割ではなく、必要不可欠であり、重要な位置づけにあること。
- 3) 当該専用品は、「実質的非侵害用途」を有しない。つまり、原材料、中間製品、部品或いは設備などの関連製品が共通製品または汎用製品ではなく、係争特許への使用以外の合理的な経済、商業用途を有しないこと。
- 4) 直接実施者の存在を証明する証拠があり、かつ当該実施者が「生産・経営を目的としない」個人又は「専利法」第六十九条第三、四、五に該当すること(特許権侵害と見なさない3つの例外情況)。

以上から、二審裁判所は、最高法院司法解释(二)の例外情況として、直接侵害行為の存在を前提としない間接侵害も存在することを明確にしました。

これから分かるように、中国の間接侵害に対する判断基準は次第に緩くなっており、知的財産保護の強化、知的財産裁判分野の改革などを提唱する国の政策の影響を受け、最高法院ももしかすると態度を変え、同様の基準を採用するかもしれません。このため、日本企業、特に通信、ソフトウェア分野の企業は中国での間接侵害について十分に気をつけた方がいいと考えます。

最高人民法院による「特許権侵害紛争事件の審理における法律適用の若干の問題に関する解釈(二)」第二十一条第一項

“関連する製品が特許発明を実施するための専用の材料、設備、部品、中間製品などであることを明らかに知っていながら、特許権者の許可なしに、生産・経営目的で、当該製品を他人に提供して、他人が特許権侵害行為を実施した場合、当該提供者の行為は権利侵害責任法第9条に定められた、他人による侵害行為の実施を幫助することに該当する。”

「権利侵害責任法」第九条第一項

“他人による権利侵害行為の実施を教唆、幫助した場合、行為者と連帯責任を負わなければならない。”

「専利法」第六十九条第三、四、五

(三)臨時に中国の領土、領海、領空を通過する外国の輸送設備が、その所属国と中国が締結した約定又は共に締結した国際条約に基づき、あるいは互惠の原則に従い、輸送設備自身の必要のためにその装置と設備において関連特許を使用する場合。

(四)専ら科学研究と実験のために関連特許を使用する場合。

(五)行政認可に必要な情報を提供するため、特許医薬品又は特許医療器械を製造、使用、輸入する場合、及び専らそのために特許医薬品又は特許医療器械を製造、輸入する場合。

2. 係争特許は強制標準であるか

ソニー社の主張:

2009年より、スマートフォンはWAPI検査に合格しない限り、工信部が承認する通信機器型式及びネットワークライセンスを取得できず、係争標準は事実上の強制実施となっており、強制標準に属する。

西電捷通社の主張:

係争標準は2004年6月1日より強制実施を延期している。

二審裁判所の判断:

1988年の「中華人民共和國標準化法」第七条第一項には以下の通り規定されている。“国家標準、業界標準は、強制標準と推薦標準に分かれる。人体の健康、人身、財産の安全を保障する標準及び法律・行政法規における強制執行の標準は強制標準であり、その他の標準は推薦標準である。”

国家強制標準には強制実行力があり、この国家強制標準に含まれている特許については、通常、実施者は権利者の許可を得ずとも実施をすることができる。権利者が相応のライセンス料の支払い要求やその他条件を提示した場合、実施者はその義務を積極的に履行しなければならない。上記の通り、係争特許は国家強制標準に含まれているが、この国家強制標準は実施が延期されているため、効力の面から考えると、推薦国家標準と見なされるべきである。

コメント

一審裁判所では、係争標準は強制標準であると認定したうえで、差し止め処分を与えましたが、これと異なり、二審裁判所では、係争標準は推奨標準であると認定したうえで、差し止め処分判決を維持しました。つまり、二審裁判所の判断は一審判決の差し止め処分の理由を合理化したと思います。

中国の現行の法的枠組みでは、権利侵害事件の中で差し止めの侵害責任を適用することが一般的な規則であり、適用しないのは例外ではありますが、業種特徴を備える標準必須特許関連の事件において、特に強制標準必須特許に対して、差し止め処分を与えた一審裁判所の判断は、立法の本意、商慣習いずれの角度からみても正しくない判断であります。このような判断は、全国の裁判所の見本としての役割を果たすべき北京知識産権法院のイメージを損なうことに違いありません。中国は近年、知的財産権侵害訴訟件数が急増し、裁判官が不足しており、特に新しいタイプの事件についてはまだ経験も不足しています。法律の改正、先例の参考、裁判思考の研究模索、海外経験の学習などを通じて、裁判のレベルは高くなってきてはいますが、まだ一定の時間と努力が必要だと思います。一方、本件において、2009年頃から、国務院行政部門の工信部はスマートフォンに対してWAPI検査を行っており、合格しない限り工信部が承認する通信機器型式及びネットワークアクセス権の取得をできなくしました。一部の中国大手通信企業は西電捷通社の交渉要求に応じなくともネットワークアクセス権を取得できたようですが、ソニー社、アップル社等外国企業はそうではなかったようです。当時のこのような環境は、国内外の資源の育成、市場の活力、さらに中国企業の革新に不利であり、企業のイノベーション力を高めようとする現段階の国家政策にも明らかに反していると思います。

二審裁判所の判断はこのような様々な要素を考慮した後の折衷的な判断だと思います。中国の業界内でも今回の事件に対する批判は強く、中国全体の司法環境、ビジネス環境が良い方向に向かっていることは間違いありません。裁判所の場合、全体的なレベルは上がっており、標準必須特許の事件でいえば、広東省の裁判所は非常に多くの経験を積んでいます。また、中国はこれから外国企業に対しよりオープンなビジネス環境を作っていきますので、この1つの事件によって中国に対する信頼を無くしたりしないしてほしいと思います。

1-2、「DONG FENG(东风)事件」の最高人民法院での判決

NEWSLETTER第16号(2017年12月)で、OEM生産に関わる判例の一つとして紹介した「DONG FENG(东风)事件」ですが、先日最高裁での判決において、二審の判決を覆す判断が出ましたのでご紹介します。

「DONG FENG」事件（最高人民法院）

2018年4月8日最高人民法院(2016)最高法民再339号民事判決書：

最高人民法院は江蘇省高級人民法院(2015)蘇知民終字第00036号判決を取り消し、江蘇省常州市中級人民法院(2014)常知民初字第1号判決の、「常佳公司のOEM生産行為は商標権侵害行為にあたらない」という判決を維持しました。

事件の概要	商標
中国企業「上柴公司」は、商標「东风DONG FENG」の権利者で、この商標は2000年に中国で著名商標として認定されました。中国のOEM生産メーカー「常佳公司」はインドネシアで「东风DONG FENG」の商標権を保有するインドネシアメーカーから委託を受け、インドネシア輸出向けに「DONG FENG东风」標識を付した製品のOEM生産を行っていました。上柴公司与インドネシアメーカーは、インドネシアで「东风DONG FENG」商標権の帰属に関し訴訟を何度も行いましたが、最終的にインドネシアメーカーが商標所有者に属するという判決が出ました。	係争商標 第1類、第7類  被疑侵害標識 
一審：常州市中級人民法院（非侵害）	
常州市中級人民法院の判断：常佳公司是インドネシアメーカーが提供したインドネシアの商標証書に基づき、ディーゼル機および部品を生産製造し、その全てをインドネシアに輸出している。中国国内市場の流通領域には入っておらず、中国国内における商品の出所識別機能を備えていないため、中国商標法の意味での商標使用行為を構成していない。よって、常佳公司の行為は商標権侵害にならない。	
二審：江蘇省高級人民法院（侵害）	
江蘇省高級人民法院の判断：常佳公司の行為は涉外OEM生産行為にあたるが、常佳公司是上柴公司の「东风DONG FENG」商標が著名商標であること、上柴公司与インドネシアメーカー間で「东风DONG FENG」商標権の帰属における訴訟がインドネシアの裁判所で複数回行われていたことを明らかに知っており、その上でインドネシアメーカーに疑いも持たずにOEM生産を受任している。これは合理的注意と回避義務を果たしておらず、事実上上柴公司の利益を損害しており、上柴公司の商標権を侵害している。	
再審：最高人民法院（非侵害）	
最高人民法院の判断：常佳公司是インドネシアメーカーと依頼書を締結しており、インドネシアメーカーが合法的に所有している商標権に基づきディーゼル機および部品の生産を行い、製品をすべてインドネシアに輸出した。加工生産と輸出過程において、上柴公司の国内市場における係争商標の識別区分機能には影響を与えず、公衆の混同や誤解を招くものではない。OEM生産がよくある生産方法であり、合法的な国際貿易の形であることを踏まえると、常佳公司在合理的な注意義務を欠いて依頼人から依頼を受託し、且つその受託生産行為が上柴公司に対し実質的な損害を与えているという証拠がない限り、通常、常佳公司のOEM生産行為が上柴公司の商標権を侵害しているとは認められない。二審判決は、常佳公司在上柴公司の商標権を侵害しているという事実上の根拠が不足しているため、認めない。	

2. 中国知財最新ニュース

工商総局が「商標登録円滑化改革のための3ヶ年計画（2018-2020）」を発表

2018年3月20日、工商総局により「商標登録円滑化改革のための3ヶ年計画（2018-2020）」が発表されました。この計画には、2020年までに世界をリードするような質の高い効率的な商標登録システムを建設すること、商標手続きの簡素化、商標審査期間の短縮などが盛り込まれています。現時点ではあくまで目標であり、すべての実行が確定しているわけではありませんが、主な概要は以下の通りです。

- 2018年末までに商標登録審査期間を6か月に短縮
- 北京、広州、上海、重慶以外に、2018年中に鄭州、済南の2か所でも商標審査協力センターの運営を実現
- 2020年までに商標登録審査期間を4か月以内に短縮
- 2020年までに三年不使用取消審判の審理期間を6か月に短縮
- 2020年までに商標登録証の再交付の即時発行を実現
- 電子申請による商標変更等の官庁費用を撤廃
- オンライン出願については正規官庁費用の90%を基準とし徴収 等

出典：工商総局事務局

中国国家市場監督管理総局ホームページが設立

国務院機構の改革により新たに成立した中国国家市場監督管理総局のホームページが早くもリリースされました。内容はまだ完全ではなく中国語版しかありませんが、これから徐々に内容が追加されていく見込みです。また、国家知識産権局が商標管理の職責及び原産地地理表示の管理職責も担うにあたり、こちらのホームページも編集が行われています。ご参考ください。

中国国家市場監督管理総局ホームページ <http://samr.saic.gov.cn/>

中国国家知識産権局ホームページ <http://www.sipo.gov.cn/>

中国政府、自動車業界に関する外資への持ち株比率制限を撤廃へ

中国政府は2018年中に、専用車及び新エネルギー車の外国企業の持ち株比率制限を撤廃することを発表しました。これは、外国の自動車企業が中国で独自資本によって、専用車及び新エネルギー車企業を設立できることを意味します。2020年には商用車の、2022年には乗用車の外国企業の持ち株比率制限を撤廃し、同時に合資企業が2社以内でなければならないという制限も撤廃します。今後5年間を通し自動車業界における制限をすべて撤廃する予定です。併せて船舶業界の設計、製造、修理等、また飛行機製造業についても2018年中に外国企業の持ち株比率制限を撤廃します。

中国の全面的な製造業の開放は、貿易投資の保護主義に反対の意を唱えるものであり、経済のグローバル化を支持するものです。国内外の企業の公正な競争環境下での共同発展の実現を支持し、企業が資本、技術、管理、人材交流等、多面的に協力促進することを奨励しています。

出典：第一電動網

ボルボ、アリババのAI音声認識を採用

スウェーデンの自動車大手ボルボは、中国電子商取引（EC）の最大手アリババグループ傘下で人工知能（AI）関連製品の研究開発を行っている阿里人工智能実験室と提携し、アリババのスマートスピーカー（天猫精霊Tmall Genie）で自社の自動車のドアや窓の開閉、エアコンの操作、燃料の確認などを行えるようにすると発表しました。このスマートスピーカーはボルボのモデルにすぐにでも導入されるとのことです。両社は、ナビゲーションや天気予報、大気質指数、パーキングなどのオンラインサービスでも協力していく予定です。

出典：NNA ASIA

2. 中国知財最新ニュース

中国の食品デリバリー最大手美团がシェア自転車mobikeを買収

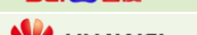
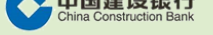
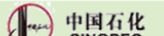
2018年4月3日、シェア自転車サービスを提供するmobike(モバイク)は株主総会を開催し、中国食品宅配最大手の美团に企業を売却することを発表しました。具体的な売買金額はまだ公表されていませんが、一部のメディアによると評価額は約34億ドル(日本円約3600億円)とも言われています。モバイクは現在の最高経営責任者(CEO)が独立した事業体として同社を引き続き率いるということです。モバイクは昨年福岡に日本法人を設立し、札幌で事業を展開しています。

出典：Bloomberg

BrandZ による中国ブランド価値ランキング 2018発表

イギリスの市場調査会社WPPグループおよびミルウォード・ブラウン社によって行われる、企業ブランド価値ランキングの中国ブランドランキング2018が先日発表されました。このランキングは、各企業の持つブランドとしての価値を金額に換算してランク付けするというもので、市場全体の把握や前年度のランキングと比較し、勢いのある企業などを推測することもできます。今年も科学技術分野が上位を占め、また11位には新たに輸送サービス企業がランクインしました。

2018年中国ブランド価値ランキングTOP20

2018	ブランド名	業種	ブランド価値 (百万USドル)	増減率 (前年比)
1	騰訊(Tencent) 	科技	132,213	25%
2	阿里巴巴(Alibaba) 	小売	88,623	53%
3	中国移動(China Mobile) 	通信	49,231	-15%
4	中国工商银行(ICBC) 	銀行	37,213	18%
5	百度(Baidu) 	科技	24,990	5%
6	華為(HUAWEI) 	科技	24,115	18%
7	茅台(MOUTAI) 	酒類	23,175	43%
8	平安保險(PING AN) 	保険	22,363	36%
9	中国建設銀行 (China Construction Bank) 	銀行	20,120	9%
10	中国農業銀行 (Agricultural Bank of China) 	銀行	16,158	9%
11	順豐速運(SF Express) 	物流	14,650	新
12	京東(Jing Dong) 	小売	14,579	50%
13	中国人寿 (China Life Insurance Company) 	保険	13,665	4%
14	中国銀行(BANK OF CHINA) 	銀行	13,143	12%
15	中石化(SINOPEC) 	石油・天然ガス	10,667	-14%
16	中石油(中国石油) 	石油・天然ガス	9,634	1%
17	中国電信(China Telecom) 	通信	8,807	-1%
18	招商銀行(China Merchants Bank) 	銀行	8,347	27%
19	伊利(Yili) 	食品・乳製品	7,637	21%
20	蒙牛(Mengniu) 	食品・乳製品	5,364	7%

出典：WPP

【2】気になるあの話題

中国で急拡大するシェアリングエコノミー

シェアリングエコノミーという言葉は、日本でも急速に浸透し始めており、AirbnbやUberといったシェアリングエコノミービジネスも認知度が上がっていますが、中国ではまさに爆発的なヒットといって良いほど、このシェアリングエコノミーに関するさまざまなサービスが次々と誕生しています。

今回は、中国で誕生しているちょっとおもしろいシェアリングエコノミーをご紹介します。

市場規模はなんと約82兆円

中国シェアリングエコノミー発展年度報告書によると、2017年の中国シェアリングエコノミー取引額は4兆9205億元、日本円で約82兆円にもものぼっています。それに対し、日本のシェアリングエコノミー市場は2016年度が約503億円、2017年度が636億円（見込み）です。

中国ではモバイル決済が普及していて、都市部ではキャッシュレス経済が当たり前となっていること、またスマートフォンを通じて様々なサービス利用をネット上ですぐに申し込める手軽さ、サービスの利用料金が安価であることなどが、シェアリングエコノミーの普及を後押ししているといえます。

中国シェアリングサービスご紹介

① 金融システム（P2P融資の仲介）

お金を借りたい人が、貸したい人から金融機関の仲介なしで資金調達ができるサービスです。どの銀行よりも迅速かつ低料金で借り手と投資家をつなぐことができます。



陸金所lu.com

② シェア傘

上海市や広東省などで流行っているサービスで、すでに複数の企業が参入しています。駅などに設置された専用の傘スタンドにてスマートフォンのバーコードをスキャンしてロックを解除し、傘を借りるというものです。アプリをダウンロードし、まずディポジットを支払い、その後使用時に一定の金額を支払うという仕組みです。



e傘

③ シェア充電器

持ち歩くのが面倒なスマホの充電器を街の至る所で借りることができるサービスです。駅やレストラン、商業施設などに設置されている充電貸出機のQRコードをアプリでスキャンし使用することができます。貸出機には持ち運びができるものと、備え置き型の2種類があります。



街電

④ シェアご飯

料理が得意な一般人と、その料理を食べたい人たちがつながるサービスで、アプリを通して注文し届けてもらい仕組みです。プロが調理する料理も良いですが、家庭料理を楽しみたい人にはうってつけのサービスです。料理人のプロフィールや評価、これまでの注文数も公開されているため安心です。



回家喫(吃)飯

シェアリング大国となった中国ですが、それに伴い利用者のマナーや盗難問題が発生しているのも事実です。今後は法律の規制強化など、政府がトラブル解決に向けどこまで介入するかがシェアサービス発展の鍵となりそうです。